

諮問日：令和4年2月17日（令和3年度（情）諮問第46号）

答申日：令和4年6月24日（令和4年度（情）答申第13号）

件名：特定年月日付けで特定人が東京高等裁判所長官に申し出た「個人情報開示請求」に関連するすべての文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定年月日付で特定人（本件申出人と同じ）が特定の東京高等裁判所長官宛に請求した「個人情報開示請求」に関連するすべての文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が令和3年10月15日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1(1) 「司法行政文書」とは、裁判所職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書等であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう（取扱要綱記第1）。

裁判所は、その保有する司法行政文書の開示の申出があった場合は、何人に対しても、当該司法行政文書を開示するものとする（取扱要綱記第2）。

本件においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条に規定する不開示情報には相当しないので、開示されなければならない。

仮に一部に不開示情報が含まれていたとしても、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(2) 開示の申出に対する対応は、開示の申出があった日から原則として30日以内に行わなければならない（取扱要綱の第8の3）。

本件司法行政文書開示申出は特定年月日であるから、特定年月日までに開示の申出に対する通知を行わなければならなかった。

不開示情報を開示することになるという理由で、その文書の存否を答えることができないというのであれば、開示申出から5ヵ月近くもかかるはずがない。

本件不開示通知書は、不当に回答を引き延ばしたあげく、文書の存否を答えないという、著しく不当な通知であるから、速やかに当該司法行政文書は開示されなければならない。

2 (1) 「苦情の申出がされた日」を「特定年月日」に訂正するよう申し立てる。

(2) 苦情申出人が開示を求めた文書は、特定年月日付で苦情申出人が特定の東京高等裁判所長官宛に請求した申出に関連するすべての文書であるから、この情報を苦情申出人に開示したからといって個人の権利利益を害するおそれはないから、法5条1号の不開示情報には当たらない。また、これらの関連文書は、苦情申出人本人の情報以外には、法5条1号ハに該当するから、法5条1号の不開示情報には当たらない。

(3) 開示の申出に対する対応及び開示の実施方法についても苦情の申出の対象になることが明らかである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件開示申出文書は、特定日付に特定人が特定の裁判所に申し出た保有個人情報開示申出に関連する全ての文書であると解される。当該文書の存否を明らかにすると、特定日付に特定人が特定の裁判所に対して保有個人情報開示申出をした事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が公になり、この情報は、

行政機関情報公開法 5 条 1 号に規定する不開示情報に相当する。したがって、本件開示申出文書につき、その存否を明らかにせず不開示としたものである（取扱要綱記第 5）。

苦情申出人は、仮に一部に不開示情報が含まれていたとしても、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない旨主張するが、原判断においては、上記のとおり、本件開示申出文書につき、その存否を明らかにせず不開示としたものであることから、本件開示申出文書の存在を前提とする部分開示の余地はない。

- 2 なお、苦情申出人は、開示の申出に対する対応は、開示の申出があった日から原則として 30 日以内に行わなければならない（取扱要綱記第 8 の 3）ところ、本件不開示通知がされるまでに開示申出から 5 か月近く要しており、不当に回答を引き延ばした著しく不当な通知であるから、速やかに本件開示申出文書は開示されなければならない旨主張するが、同主張は原判断の当否に関する苦情には当たらない。

第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和 4 年 2 月 17 日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年 3 月 15 日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年 5 月 19 日 審議
- ⑤ 同年 6 月 17 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出文書は、その記載内容を踏まえれば、特定年月日付に特定人が特定の裁判所に申し出た保有個人情報開示申出に関連する全ての文書であると解され、当該文書の存否を明らかにすると、本件存否情報が公になると認められるから、本件存否情報は、法 5 条 1 号に規定する個人識別情報に相当する。

したがって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

この点について、苦情申出人は、苦情申出人が開示を求めた文書は、特定年月日付で苦情申出人が特定の東京高等裁判所長官宛に請求した申出に関連する全ての文書であるから、この情報を苦情申出人に開示したからといって個人の権利利益を害するおそれはない旨主張する。しかし、苦情申出人に関する情報であっても、特定の個人を識別できるものは、法5条1号に規定する個人識別情報に相当するものとして、不開示とすべきものである（平成28年度（情）答申第13号参照）。したがって、苦情申出人の上記主張は採用できない。なお、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、苦情申出人は、原判断庁において、本件開示申出について、保有個人情報開示申出に補正する必要があることについて説明があつたにもかかわらず、これに応じず、個人情報の開示を求める本件開示申出を維持したものである。

また、苦情申出人は、仮に本件開示申出文書の一部に不開示情報が含まれていたとしても、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない旨主張するが、上記のとおり、本件開示申出文書については、その存否を明らかにせず不開示とするのが相当であるから、本件開示申出文書の存在を前提とする部分開示の余地はない。

- 2 苦情申出人のその他の主張は、いずれも原判断の当否に関するものではなく、上記の判断を左右するものではない。
- 3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子